

厳しい暑さが続いておりますが、皆さまいかがお過ごしですか。

国民的関心の高い「集団的自衛権」ですが、政府案では、先制攻撃をも含む外国軍との一体化を否定せず、憲法9条の専守防衛では否定される「実力をもって阻止する攻撃」を認めています。

「戦争を止めるには別な戦争が必要である」ことを前提とする考え方は、外交や、文民的な意見の表出を突き詰めることによって戦争への道を阻むこと、つまり戦争の危機に向けて、言論と「表現の自由」を行使する機会を大幅に奪う可能性があります。

安倍首相は今年四月、安全保障関連法案を国会に提出する前に、米議会で「夏までの成立」を約束しました。国会論議や国民意見を拒否する行動であり、手続き的にも言論と表現の自由が尊重されない状況です。

私たちは表現者として、国民議論を無視する趨勢を阻止する必要を感じ、また、広く観客も含めた演劇に関わる皆さんの理解を求め、以下のアピールを提出することにしました。

「安全保障関連法案」「集団的自衛権行使を認める閣議決定」の撤回を求めるアピール

日本劇作家協会は、昨年7月14日、「集団的自衛権行使を認める閣議決定」に抗議し、撤回を求める緊急アピール」を発表しました。

その末尾で私たちは「この閣議決定に基づく全ての法案提出にも反対します」と表明しました。

実際、今年7月16日に衆議院で強行採決された「国際平和支援法案」「平和安全整備法案」からなる安全保障関連法11法案は、ほぼすべての憲法学者が違憲と指摘するものです。

また、2013年に強行採決された「特定秘密保護法」では、国民の知る権利が担保されておらず、政府が「何が秘密なのかを永遠に秘密にできる」内容であり、憲法違反が仮にあっても、それを指摘することすら困難となります。

過去の議論を無視した憲法の否定や、国民への説明の軽視は、私たち劇作家がよって立つ「言葉」の力を踏みにじることに他なりません。表現者・言論人の取材活動と表現活動を支えるのは、憲法の根本原理たる市民的自由です。

私たちは表現者として、このたびの強行採決に反対し、一括法案の廃案と、あらためて「集団的自衛権の行使を認める閣議決定」及び「特定秘密保護法」の撤回を求めます。

2015年8月11日

一般社団法人 日本劇作家協会
一般社団法人 日本演出者協会(9月1日付)

※表現や言論の各団体にこのアピールへの賛同を広く呼びかけています。